

6. 事後調査の方針

事後調査の方針は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）及び環境影響評価書（平成 21 年 8 月）での記載内容と同じであり、「大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業に係る環境影響評価事後調査計画書」（平成 19 年 10 月／平成 22 年 6 月変更／平成 26 年 4 月変更、大阪外環状鉄道株式会社）に準拠して実施することとする。

7. 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所

環境影響評価に係る業務は、表 7.1.1 に示す者に委託して実施した。

表 7.1.1 環境影響評価に係る業務の委託先

調査区分等	環境影響評価に係る業務の委託先
評価書作成	中央復建コンサルタンツ株式会社 代表取締役社長 兼塚 卓也 大阪市東淀川区東中島 4-11-10

8. 関連法令・条例等による許認可等

本業務の実施に当たり必要となる許認可等は、以下のとおりである。

① 施行認可（鉄道事業法第八条）

鉄道事業者は、国土交通省令に定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設について工事計画を定め、許可の際国土交通省大臣の指定する期限までに工事の施工の認可を申請しなければならない。

本評価書に用いた測量成果は、国土地理院発行の数値地図及び2万5千分の1地形図を使用したものであり、以下に示すとおりである。

複製する測量成果の種類及び内容	1) 数値地図 2500 (空間データ基盤) <大阪-1~大阪-6> (p. 2、p. 4、p. 7、p. 16) 2) 2万5千分の1地形図<大阪東北部> (p. 22) 3) 2万5千分の1地形図<大阪東南部> (p. 22)
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次	1) 平成9年4月1日発行 2) 平成14年12月1日発行 3) 平成14年6月1日発行